

○金融庁告示第　　号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第　　号）の施行に伴い、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十三条第六号ハの規定に基づき所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（平成二十二年金融庁告示第一百四十号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月　　日

金融庁長官　中島　淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者)</p> <p>第二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十三条第六号ハに規定する所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属信用協同組合の子会社（同令第四条第三項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。</p>	<p>(所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者)</p> <p>第二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十三条第六号ハに規定する所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属信用協同組合の子会社（同規則第四条第五項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。</p>